

## 「発生型法人所得税」の提案

Michael S. Knoll, *An Accretion Corporate Income Tax*,  
49 STAN. L. REV. 1-43, 1996

I. この論文は、現行の法人所得税にかわるものとして、「発生型法人所得税 (accretion corporate income tax)」を提案するものである。ここに accretion とは、字義どおりには増価を意味し、一定期間内における資産価値の増加をさす言葉である。発生型法人所得税は、法人の発行した有価証券(株式や社債等)の市場価値が accrue する(増価・発生する)時点において、その増価益に対して法人段階で課税するものである。株式の増価益を発生ベースで課税する従来の提案は、個人株主段階の課税に着目したものであった。これに対して、本論文の提案は、株式等の増価益を法人段階で課税しようとする。ここに新機軸がある。所得課税の枠内における法人税改革案としては、まさにコロンブスの卵、興味深い発案というべきであり、一読に値する。筆者のノル教授は、南カリフォルニア大学で教鞭をとる若手の研究者である。

II. 論文の内容を、8つの節にそくして簡単に紹介しよう。

1. 法人の発行した有価証券の市場価値の変動額に対して課税することは、一定の条件の下では、法人の所得に対して課税することと等しくなる(2~4頁)。一般に法人の所得は一定期間における法人の純資産価値の増減のことをいうから、これを投資家の側から計測すると、投資持分の市場価値の変動額と等しくなるわけである。たとえば、株式だけを発行する会社が、配当・新株発行・株式消却を行わない場合を考えよう。このとき、効率的な市場の下では、各株式の価格は、一株を保有することから生ずる予想将来収益の現在価値に等しい。それゆえ、その会社の発行した全株式の市場価値の総額は、その会社が将来生み出すものと予想される収益の現在価値と等しくなる。したがって、その会社の発行済株式の市場価値の総和の変動額は、会社の予想将来収益の変動額、すなわち期間所得に等しくなる。

2. 発生型法人所得税の課税ベースは、どのように構成すべきか(4~12頁)。法人が上場株式のみを有しており、かつ、その事業活動が単純である場合であれば、発生型法人所得税は、株価の変動額に対して課税するだけで容易に実施できる。だが、現実の法人の資本構成や事業活動は、はるかに複雑である。そこで、社債や転換社債、従業員ストック・オプションをはじめ、いかなる持分を課税ベースにとりこむべきかが問題となる。たとえば、社債を課税ベースから除外すると、法人が社債権者に対して支払う利子を法人所得の算定上控除できるのに対して、社債を課税ベースに含めると、社債権者への支払利子を控除できない、といった違いが生ずる。この点、法人所得を正確に測定するためには、法人

の発行する株式だけでなく、それ以外の有価証券であってオプションの要素をもつものも、課税ベースの中に包含すべきである。さらに、社債を株式と等しく扱う場合には、社債も課税ベースに包摂し、利子控除を否定すべきである。ただし、事業取引相手からの借入金などは、課税ベースから除外してよい。

3. 非上場の有価証券をいかに評価すべきか(12~16頁)。法人の発行した有価証券に、相場のないものが存在する場合、その市場価値の変動分をどのように測定するかが問題となる。この点につき、原資産から派生したデリバティブ証券については、ブラック＝ショールズ式を用いて評価できる。しかし、派生商品以外については、評価が難しい。特に、流通しない社債と、支配株式の評価が問題である。

4. 発生型法人所得税を制度化する上での論点は、(A) 課税期間、(B) 法人段階での調整、(C) 現行法人所得税から発生型法人所得税への移行に伴う経過措置、および(D) 発生型法人所得税の採用に伴う税収変動、この4点である(16~25頁)。このうち、(B) 法人段階での調整が必要となる理由は、ふたつある。ひとつは、資本取引から生ずる価値変動に課税することを避けることである。たとえば、配当・新株発行・株式消却等の資本取引は、法人の市場価値に変動をもたらすから、放置しておけば、これらの取引によって発生型法人所得税の税額が影響をうけてしまう。そこで、新株発行に伴う株主からの払込金を控除し、株式消却に伴う株主への償還金を加算する、といった調整を行う。この関係では、現金配当も、法人所得に加算すべきである。法人段階での調整を必要とするいまひとつの理由は、現行法人所得税の下で存在する規定を写し取ることにある。たとえば、現行法上、罰金や違法な賄賂、一定のロビイング費用等は、控除を否定されている。これらの支出は、法人の市場価値を減少させるから、何らの調整も行わない場合、発生型法人所得税の課税ベースを減少させる。そこで、発生型法人所得税の下で現行法と同じ取扱いをするためには、これらの支出を課税所得に加算すべきである。

5. 発生型法人所得税と法人所得税が等しくなるためには、前提として、(A) 市場が効率的であり、かつ、(B) 非法人部門に対して同じ負担をもつ所得税がかかっていることが必要である(25~36頁)。(A) の条件が満たされない場合、すなわち、証券市場が効率的でない場合には、証券価格が法人の価値を反映しないから、発生型法人所得税は法人所得税と等しくならない。(B) の条件は、分説すると、(1) 法人部門と非法人部門とで租税負担が等しいこと、および、(2) 非法人部門にかかる租税が所得税であることを意味する。(1) もし法人部門が非法人部門よりもより重く課税されていれば、法人から生ずるキャッシュ・フローの流列は、投資家にとって、非法人部門のキャッシュ・フローよりも価値が小さい。したがって、法人キャッシュ・フローは、他の面では同じ条件における非法人キャッシュ・フローよりもより低く価格づけられ、法人部門のキャッシュ・フローの増価分は非法人部門のそれより小さくなる。よって、その場合、法人の有価証券の市場価値の変動分に対する租税は、法人の所得を不十分に(より少なく)把握するにとどまる。(2) 非

法人部門にかかる租税が所得税でなければ、法人部門と非法人部門とで負担の不均衡が生ずるから、発生型法人所得税は法人所得に対する租税と等しくならない。もっとも、以上の(A)(B)の前提が満たされない場合であっても、現行の法人所得税と比較すると、発生型法人所得税はなお有用である。

6. 現行の法人所得税は所得税の理想形からいくつもの点で乖離しているが、発生型法人所得税を採用すればそれらの欠点は治癒される(36~41頁)。現在の法人所得税は、会計基準(accounting conventions)にしたがって課税所得を算定しているところ、これらの会計基準によっては経済的な所得を不十分に近似することしかできない。既存の会計基準は操作の余地を残し、実施に手間がかかり、不正確さをもたらす。これに対して、発生型法人所得税は自動的かつ正確に所得を期間配分する。このことは、減価償却やたな卸資産評価、年度帰属などについていえることである。

7. 残された検討課題が5点ある(41~43頁)。第1に、発生型法人所得税の実施がどの程度正確かつ効果的にできるか。特に非上場株式の評価が問題である。第2に、納税義務者たる法人にとって、発生型法人所得税と既存の法人所得税とで、どの程度納付税額が異なることになり、また相互間の移行がどの程度容易にできるか。第3に、税収が証券市場に直接に左右されることが、連邦政府にとってどのような意味をもつか。第4に、発生型法人所得税の採用に伴いどの法人が得をしどの法人が損をするか。第5に、発生型法人所得税の提案は法人部門に対して所得税を課するものであり、改革論としては法人所得税の枠内にとどまっているが、より外在的には、そもそも所得税自体が望ましいかどうかである。

8. 結論(43頁)。法人所得税の税収の大部分が、株式の上場している大法人から調達されている中、発生型法人所得税は、これらの法人に対して新しい課税の方法を提案するものである。発生型法人所得税の利点は、所得課税の理想型によりよく近似することにある。さらに、発生型法人所得税は、現行法よりも執行が容易であり、納税協力の負担を減らし、タックス・プランニングの誘因を減らす。

III. この論文は、発生型法人所得税のアイデアを制度化する上で問題となる論点をかなり包括的に論じている。分析の道具だてとしても、企業金融や均衡分析の考え方を平明な米語で説明しており、その姿勢には好感をおぼえる。ここでは、日本の法律家の視点から、2点のみ問題点を指摘しておこう。第1に、株価の増減が会社の経済的所得を正確に反映するためには、この論文が丁寧に論証しているように、株式市場が効率的でなければならない。この前提が実証の問題としてどの程度採用可能かは、とくに日米比較を行う際には、日本の証券市場の現状に照らし慎重な検討を要する。第2に、この論文は、課税の国際的側面に触れていない。たしかに、発生型法人所得税が法人所得税と一定条件の下で等しいものであるとすると、一国のみが発生型法人所得税を採用することは、たとえ他の国が従来の法人所得税を維持する場合であっても、大局的にはそれほど軋轢を生まな

いものと考えられる。しかしそれにしても、外国税額控除の適用関係や、外国法人の国内支店の課税関係をはじめとして、論ずべき点は多い。以上を要するに、この論文は、法人税制の中期的な改革案に一つの選択肢を付け加えるものと評価することができよう。

(増井良啓)